

令和2年7月3日から大雨により災害救助法適用市町村で被災されました団体信用生命保険特約制度のご加入者様に対しては、次のとおり特別対応を実施しています。

- ①団体信用生命保険特約制度の特約料の払込みをお申し出により、最長6カ月猶予いたします。
- ②保険金のご請求における書類の一部を省略する取扱いを行っております。

詳細やお申し出につきましては、下記までご連絡ください。

令和2年7月8日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
理事長 橋本正明

<お問合せ先>

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 福祉第二部
電話：03-3486-7511